

（令和5年6月8日 午後1時00分）

●議長（佐藤武雄） 休憩前に続き、会議を開きます。

通告の3、小川敬史議員。

- 1、有価物、産業廃棄物処理施設について
- 2、野尻湖の親水公園の管理体制と今後の整備について

議席番号3番、小川敬史議員。

◆3番（小川敬史） 議席番号3番、小川敬史です。まず、はじめに有価物、産業廃棄物処理施設について質問します。町内にある有価物関係施設、産業廃棄物処理について伺います。私のほうへ、こちらの施設について町民の方から問い合わせが多いため、一般質問をさせていただきます。1つ目の質問です。専門的立場から、有価物関係施設、産業廃棄物処理施設の違いを町民の方にも分かるように説明をお願いいたします。

●議長（佐藤武雄） 佐藤住民福祉課長。

■住民福祉課長（佐藤宏幸） ただ今の小川議員さんの質問にお答えをさせていただきます。専門的立場からということで、事務方からお答えをさせていただきます。まず、有価物施設と産業廃棄物処理施設の違いについて、でございますけれども。まず、産業廃棄物処理施設ですが、事業活動により生じた再利用が困難な廃棄物を埋め立てしやすくするために、燃やしたり、砕いたり、無害化したりといった最終処分の前処理をする中間処理施設と、最終的な埋め立てを行う最終処分場を産業廃棄物処理施設を言います。次に有価物施設についてですが、有価物施設という定義はございませんが、再利用やリサイクルが可能な部分を受け入れ、選別や分別等を行って再資源化する、有価物処理施設もしくは有価物を取り扱う事業者が当てはまるかと思えます。町内で見かける事業者につきましては、その場で再資源化をする施設ではなく、有価物を取り扱っている事業者でありまして、県の公安委員会が許可する、古物商と金属くず商の資格などを取得し、有価物を一時的に保管して販売を目的とする事業者となります。以上です。

●議長（佐藤武雄） 小川議員。

◆3番（小川敬史） 担当課長から先ほどの答弁で、有価物施設と産業廃棄物処理施設との違いの説明がありました。次に、町内に有価物関係施設、産業廃棄物処理施設がいくつあるか把握しているようなら教えてください。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） ただ今の小川議員のご質問にお答えいたします。現在、有価物を取り扱っております業者は、町内で4社でございます。また、産業廃棄物の処理施設は、枅形不燃物処理場を除いて町内にはございません。以上であります。

●議長（佐藤武雄） 小川議員。

◆3番（小川敬史） 有価物関係施設が4社と産業廃棄物処理施設は枅形の1件ということですね。今、お聞きしたように、私は一般質問するにあたり調べるまで、町内にある施設のいくつかが産業廃棄物処理施設だと思っていました。枅形不燃物最終処分場以外は、全て有価物関係施設だということが分かり、大変驚いたところです。次に、有価物関係施設について、町に苦情、相談などの連絡がありますでしょうか。お伺いします。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 有価物に関して、町民からの問い合わせ、通報等があるかということでもありますけれども、現実の問題といたしましてでございます。町といたしましては、住民の皆さんからの通報をいただく中で、事業施設に対して、その苦情の内容、埋め立ての有無、そして焼却等が行われた事実などがあるかどうかについて、調査を行っているところでございます。そして現地確認にあたりましては、違法性が疑われる場合にあっては廃棄物処理を所管いたします県、これは地域振興局環境課になるかと思いますが、環境課そしてまた警察にも連絡をしながら対処しているところでございます。以上です。

●議長（佐藤武雄） 小川議員。

◆3番（小川敬史） 町にもいくつか、苦情、相談の電話があったということですが、実は、町内の方から私に、有価物関係施設が地域住民に説明もない中、いきなり設置されたが、特に問題はないのかと相談がありました。私の調べたところによると、産業廃棄物処理施設と違って有価物関係施設は業者が町に申請の必要がないという理解ですが、それによろしいでしょうか。担当課長にお伺いいたします。

●議長（佐藤武雄） 佐藤住民福祉課長。

■住民福祉課長（佐藤宏幸） 有価物を取り扱うための有価物施設として必要となる、古物商と金属くず商の届出および許可にあっては警察でございます。そのため、町ではそういった許可権限はないので、町への申請は必要ございません。以上です。

●議長（佐藤武雄） 小川議員。

◆3番（小川敬史） ただ今、担当課長から警察のほうで古物商の申請があれば、町への申

請は必要ないという答弁でした。設置業者の届出が必要ないということで、町内のどこにでも有価物関係施設ができてしまうことに、環境面と景観面を考えると非常に危機感を持ちました。また、町民の方から有価物関係施設設置に関して、届出がいらぬことを知らない方もいると思いますので確認させていただきました。次に、具体的に言いますと、富士里の辻屋地区に、最近有価物関係施設ができたのですが、設置後何か問題があったのか、警察も入り、町へも相談があったということですが、どのような内容か詳しく教えてください。また、設置業者と住民との協議の場があったが、町が間に入ったということでしたが、これについても分かる範囲で合わせて教えてください。

●議長（佐藤武雄） 佐藤住民福祉課長。

■住民福祉課長（佐藤宏幸） 富士里の辻屋地区の有価物事業者について、設置前の話でございすけれども、事業者が昨年、敷地内で野焼きをしたということで、住民の方から通報があり、警察と一緒に立入調査をいたしました。また今年に入り、敷地内に産業廃棄物に分類されるコンクリート破片があったため、県、警察、町の3者で立入調査をいたしました。この件に関しましては、事業者が法令に関する理解が不足し、野焼きも埋め立ても、法令違反になるとの認識がなかったということで、注意と指導を行う中で改善をしていただいたところであります。続いて、設置業者と地域住民との間のトラブルということですが、辻屋地区の方から、業者からしっかりと説明がないまま施設に金属くずなどが多数持ち込まれている、他県でも異臭や騒音で地元の方とトラブルとなっているケースがあり、今後のことが心配される、といった不安の声が寄せられました、町のほうに。このことから、町が業者に、昨年の野焼きからはじまって、金属くず等が持ち込まれている状況を受けて、地域の方から心配の声が寄せられている、事業を行うのであれば地域の方に説明をすべきではと、率直に伝えました。有価物を取り扱う事業者で、県の警察から古物商などの許可を受けている事業者は、地元説明への義務は法的にはございませんが、設置業者にこの旨を伝えさせていただいてご理解をいただき、5月の連休明けに、総代さんにも協力をいただき、地元説明会を業者からしていただき、町も立ち合いました。以降、幾度か話し合いが持たれ、有価物を扱う事業に同意が得られ、辻屋地区で事業活動が行われていると理解しております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 小川議員。

◆3番（小川敬史） ただ今の答弁で、町が設置事業者と地域住民との間に入り、トラブルになる前に対処したということで、大変住民の方も、ありがたいことだと思います。次に、柏原の瑞穂地区にある有価物関係施設で、確認申請を取っていない建物が違法に建築されている、違法な物を置いているのではないかなど、問い合わせがありました。こちらに関して把握しておりますでしょうか。お伺いします。

●議長（佐藤武雄） 佐藤住民福祉課長。

■住民福祉課長（佐藤宏幸） 柏原の瑞穂地区の有価物施設内で確認申請を取っていない建物が違法に建設されている件ですが、町としても一応把握はしております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 小川議員。

◆3番（小川敬史） ただ今答弁で、町で把握しているということですが、具体的にどのような対応をされたか、お伺いいたします。

●議長（佐藤武雄） 佐藤住民福祉課長。

■住民福祉課長（佐藤宏幸） 建築物の確認申請につきましては、昨年より事業者と県で、対応をさせていただいております。先月、警察同伴で現地の立入調査の際に、建築物について県の担当者へ再確認をさせていただいているところであります。また、違法な物が置いてある点につきましても、立入調査の際にしっかりと有価物の整理整頓はできておりましたが、冷蔵庫、エアコンなど混在しておりましたので、今後、県と連携をして指導をさせていただくこととなっております。再度、今後も引き続き、県、警察と協力して定期的な立ち入り調査を行い、違法性がないか状況を把握する中で、毅然とした態度で対応をさせていただければと思っております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 小川議員。

◆3番（小川敬史） 引き続き、県、警察と連携して対応をよろしくお願いします。次に、過去、地域住民から有価物関係施設で、異臭がし黒い煙が上がっていて、燃やしてはいけないものを燃やしているのではないかと連絡があり、現場を見に行ったことがあります。町民の方が、騒音、異臭、黒い煙が上がっているなどの異変に気付いた際は、町や県、警察など、まずどこへ通報したらいいのか教えてください。

●議長（佐藤武雄） 佐藤住民福祉課長。

■住民福祉課長（佐藤宏幸） 騒音、異臭、野焼きで煙が上がっているなどを発見した際は、公害苦情相談窓口が、住民福祉課環境係になっておりますので、連絡をいただければ対応をさせていただきます。町といたしましては連絡をいただいた内容によって、警察とも連携をして対処しております。なお、野焼きにつきましては、警察へ直接連絡していただくことによって早い対応が可能となっております。また騒音、異臭など苦情も警察に通報していただければ大丈夫なのですが、一応、総合的な窓口は、住民福祉課環境係ということで、住民の皆さんのほうに周知をしていただければと思います。以上です。

●議長（佐藤武雄） 小川議員。

◆3番（小川敬史） 町民の方が、異変に気付いた際の総合的な窓口は、住民福祉課の環境係、または、至急何かしたい場合は警察に連絡ということですね。なぜこのような質問をしたかと言いますと、町民の方から異変に気付いた際に、通報していいものなのかどうなのか分からない。また、通報するとしたらどこに連絡したらいいのか分からないと聞かれたからです。引き続き住民から町に相談があった際には、対応していただくとともに、有価物関係施設の見回り等をお願いしまして、この質問を終わります。次の質問は、野尻湖の親水公園の管理体制と今後の整備についてお聞きします。以前、この件については9月会議でも一般質問しましたが、町長も替わりましたし、これからの観光シーズンがはじまり、野尻湖へ訪れる皆さんも増えると思いますので、至急に対応していただきたく再度質問をさせていただきます。野尻湖湖畔にある、通称、緑・水・風の空間は、条例上、野尻湖親水公園という名称になっていますが、子どもから大人まで利用できる、とても眺めのいい癒しのスポットになっています。よくこの公園を利用している多くの住民から、子どもが遊んでいる近くで、モーター付きボートを持ち込み、利用している方がいる。また、老朽化が進み、立入禁止になっている栈橋に入り遊んでいる人がいて、危険なので何とか対応して欲しいとのことでした。その後、早速対応していただき、今年度予算に老朽化している栈橋の解体費用として、518万1000円計上していただいたことは評価いたします。そこでお聞きしますが、具体的に栈橋の解体予定はいつごろになりますか。お伺いします。

●議長（佐藤武雄） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤巳希夫） 行程的なことですので、私のほうからお答えをいたします。今月中に県との協議等を行う予定で、今、事務を進めているところです。工事につきましては、今月中に発注できるような形で、考えております。仮設の関係であるとかもございまして、今、水位が高くなっているというようなこともあるので、そのへんについて、また仮設の計画等を鑑みながら実施していきたいと考えております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 小川議員。

◆3番（小川敬史） ただ今の答弁で、工事につきましては今月中に発注できるように、というお話でしたが、栈橋は老朽化が進み、ボルトなどが剥き出しの状態非常に危険です。立入禁止の看板が立っているものの、実際には自由に栈橋が利用できる状況で、栈橋から水面に飛び込み遊んでいる光景を何度も見ました。環境省の話では、栈橋は危険なため立入禁止の看板だけではなく、本来はフェンス、柵などを作り入らないように囲まないといけない。また、水面からも栈橋に上がれないような対策をするべきとのことでした。壊すまでの間、栈橋へ入れないようにどのような対策を考えているか、お伺いします。

●議長（佐藤武雄） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤巳希夫） 工事を発注していく中で、工事に着手するまでの間、仮囲

いであるとか、そのへんのことを考えて行きたいと考えております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 小川議員。

◆3番（小川敬史） 何か事故が起こった後では遅いので、至急に対策のほうをよろしくお願ひいたします。次に公園の管理体制についてお聞きします。子どもが遊んでいる近くで、モーター付きボートを持ち込み利用している。また、利用についての看板は設置してありますが、路上駐車をしたり、犬のリードを離して遊ばせている、隣の民間キャンプ場、民家の敷地内に入るなど、ルールを守らない方が大勢いるようです。昨年だけでも、4、5回は地元の方から苦情の連絡をいただき、現場を見に行きました。以前の一般質問で担当課長から、状況をしっかり把握し対応も必要との答弁をいただきました。あれから9か月が経ちましたが、現地での利用状況の把握、禁止事項の看板を設置するなどの対応策を考えているのか、担当課長にお伺ひします。

●議長（佐藤武雄） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤巳希夫） 注意喚起であるとか、公園の使用についてのお願ひ等につきましては、今年当初予算で、予算を計上させていただきお認めいただいております。看板については、文案、その他の素案ができていない段階ですが、早いうちに作りたいと進めています。以上です。

●議長（佐藤武雄） 小川議員。

◆3番（小川敬史） なるべく早いうちの対応を、よろしくお願ひいたします。信濃町公園の設置および管理に関する条例の中に、「公衆の用に使用するため、憩いの場を提供し、もって町民の保健及び休養に資することを目的とする」というふうに、設置目的が明確になっております。現状、そのような使われ方がされてなく、町民の、特に若い住民から、安心して利用できるように何とかしてほしいという声が上がっております。この現状を聞き、町長はどのように感じるかお伺ひします。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 小川議員からのご質問にお答えいたします。この公園でございますが、過去の経過を紐解きますと、昔、東京大学の寮があった跡地の利用をさせていただいているということでもあります。また、町がその敷地を購入した際にも、議員がおっしゃられたような条例まで制定して、町民そしてまた多くの方々に利用していただくためのスペースということで、そのような意味を持つものであると考えておりますので、大勢の方が利用されること、また、夏休みシーズンなど水遊びを楽しんでいただくということは、大変嬉しいことであると思っておりますが、その一方で議員がご指摘の、いろいろな課題もある

ということです。町といたしましては、それぞれ利用される方のモラルなのかなという面もありますが、先ほど佐藤課長からもお話をいただいたように、公園の利用のルールについて、これを守っていただくような看板を設置し利用者にそれを呼び掛けていく、これがまずは必要かと思っております。また必要に応じて、点検それから現状を確認するようなパトロールといえますか、そこまで言えるかどうか分かりませんが、そのようなことを通じて、適正かつ安全な利用が継続できますよう、町としても対処してまいりたいと思います。以上です。

●議長（佐藤武雄） 小川議員。

◆3番（小川敬史） ぜひ、しっかりとした対策をお願いいたします。次に、親水公園内にトイレをつける考えがあるか、お伺いいたします。実は公園を利用している多くの方から、公園内にトイレが無く不便で、遠くの公衆トイレまで行かないといけなくて、子どもが急にトイレに行きたい時などとても困るので、トイレを設置してほしいとの意見をいただきました。また、トイレが無いことでのトラブルも起こっています。公園を利用している方が隣の民間キャンプ場施設に無断で入り、トイレを使ったり汚すなどが年50件以上もあるそうで、注意をすると言いつ争いになったりして、大変困っているとのこと。公園内にトイレが無いということは、公園を利用する側にとっても、無断で使われている側にとっても切実な問題です。ぜひ、こちらの公園を利用している住民からの要望、特に町長、以前若い住民との話し合いの場を作りたいとおっしゃっていましたが、この意見は信濃町の子育て世代の若い住民の意見です。そして、周辺施設にも非常に迷惑になっている問題ですので、至急にトイレの設置をしていただきたい。また予算の関係上厳しいようでしたら、象の小径入口に設置してあるような、維持コストの少ないバイオトイレの設置を前向きに検討していただきたいのですが、町長のお考えをお伺いします。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） ただ今小川議員から、前向きな姿勢をお聞きしました。トイレの必要性については、私どもも痛切に感じているところでありますが、やはり固定式のトイレを設置するということになりますと、建設費もちよっとかかるかなということで、当面、仮設トイレの設置を検討したいと考えております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 小川議員。

◆3番（小川敬史） ただ今、前向きな答弁をいただきましたが、以前町長は、令和4年12月会議の町長就任のあいさつで、地域固有の持ち味を活かす施設の充実を掲げました。妙高戸隠連山国立公園に代表される美しい景観や、この地で生まれた貴重な歴史文化を、町民はもとより訪れた方々に、より深く味わっていただくため、周遊ルートの開発や統一感のある案内サインの設置、ビューポイントの整備を進めたいとお話がありましたが、まさ

にこの公園は、町内の方はもとより町外の方にとっても、とても人気のあるビューポイントです。ですので、町長の地域固有の持ち味を活かす施設の充実に、もってこいの場所です。最後、町長は今、検討していきたいというお話でしたが、検討した結果をいつ頃までにお聞かせいただけるか、町長にお伺いいたします。

●議長（佐藤武雄） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 小川議員からの質問にお答えいたします。私、まずは現状実態といたしますか、見て確認させていただきたいと思います。このシーズン、月に最低1回は、状況を確認していただいて、どのような方々がどのような利用をされているのかを見させていただいた上で、方針を出させていただきたいと思います。仮設トイレにしてもバイオトイレにしても、その施設の規模であるとか、あるいは設置のスペース、あるいはレイアウトなどもいろいろ整理しなくてはいけないと思いますので、まずは現状現場を確認したうえで判断させていただければと思います。以上です。

●議長（佐藤武雄） 小川議員。

◆3番（小川敬史） ただ今の答弁で、現状の把握と、確認をしてからというお話でしたが、おそらく一番現状を把握しているのは、隣にある民間のキャンプ場の方だと思います。最後に、公園内の栈橋解体までの安全策とルールを守らない方への禁止事項の看板設置、それとトイレの設置について、深く深く要望しまして私の一般質問を終わります。

●議長（佐藤武雄） 以上で、小川敬史議員の一般質問を終わります。この際、午後1時40分まで休憩いたします。

（終了 午後1時31分）

（午後1時41分）

●議長（佐藤武雄） 休憩前に続き会議を開きます。なお、鈴木町長より発言を求められておりますので許可いたします。鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 先ほど小川議員からの質問の中で、枳形不燃物処理場については、産業廃棄物処分場と申しあげましたが、正しくは一般廃棄物のうちの不燃物処理施設という扱いでありまして、この施設以外に産業廃棄物を処理できる施設は町内にはございませんので、改めて訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。